

## 助成の対象事業者

厚岸町内で、飲食、物販、医療など、不特定多数の人が利用し、障がい者の利用が見込まれる事業を行っている事業者で、次の要件を満たすもの

- ①厚岸町内に事務所または事業所があること
- ②事業主が、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、ごみ処理手数料、保育料、町営住宅の家賃、水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金を完納していること
- ③事業主または役員が、厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員または暴力団関係事業者でないこと

## 対象事業費から除くもの

- ①国、道その他の公共団体の補助金または助成金の交付対象経費
- ②下水道法による水洗便所への改造義務などを行わなかった場合の水洗化工事に対する経費

## 申請から助成金の受け取りまで

- ①申請書に必要な書類を添えて障害福祉係へ提出してください。
- ②助成金交付の可否を決定し、助成金交付決定(却下)通知書を送付します。
- ③ツール作成、物品購入、工事施工に着手してください。  
(内容が変わる場合は、変更交付申請書に必要な書類を添えて申請してください)
- ④ツール作成、物品購入、工事施工の終了後、完了報告書に必要な書類を添えて報告してください。
- ⑤完了報告書などを審査し、助成金額確定通知書を送付します。
- ⑥「⑤」の通知書を受け取り、助成金請求書で、助成金の請求をしてください。
- ⑦町から助成金を交付します。



## 申請に必要なもの

対象区分	申請時	完了時
コミュニケーションツール作成事業	・内容が分かる仕様書の写し ・見積書(押印があるもの)	・納品書 ・領収書の写し ・作成または購入した物品の写真
物品購入事業	・内容が分かるカタログなどの写し ・見積書(押印があるもの)	
工事施工事業	・工事計画書 ・工事見積書および工事図面の写し	・工事契約書および工事費内訳書の写し ・領収書の写し、工事施工前後の状況写真

※このほかの書類が必要になる場合もあります



# 事業者が行う障がい者のための 環境整備費用の一部を助成します

●問い合わせ／保健福祉課障害福祉係 ☎53-3333



平成28年4月に、障害者差別解消法がスタートしました。

障害者差別解消法は、民間事業者などに、障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努めることを義務付けています。

町では、町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消のための取り組みとして、事業者が障がい者のために行う環境の整備に必要な費用の一部を助成します。

## 助成対象経費・助成率・助成限度額など

対象区分	対象内容	事業費限度額	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成事業	・点字メニュー ・会話ボード など	10万円	対象事業に係る経費の $\frac{1}{2}$	5万円
物品購入事業	・折りたたみ式スロープ ・簡易洋式トイレ ・助聴器 など	20万円		10万円
工事施工事業	・段差解消 ・手すりの取り付け ・簡易スロープ など	20万円		10万円

※対象内容は一例です。

※ほかにも対象になるものがありますので、ご相談ください。

## 不当な差別的取り扱いとは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

## 合理的配慮とは

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを取り除くため配慮を求めたときに、負担になりすぎない範囲で行う、必要で適切な調整をいいます。